

「認定臨床教育者制度」とは

(一社) 日本リハビリテーション臨床教育研究会より抜粋

【制度設立の背景】

2020年度から新指定規則による理学療法教育が開始され、臨床実習においては臨床実習の時間(1単位=40時間)や指導者の要件、方法(診療参加型臨床実習)などが見直された。指導者の要件として、全国各地では臨床実習指導者講習会が行われている。講習会は従来の臨床実習が見直された背景、診療参加型臨床実習の概要に関する内容で構成されている。しかしながら、実際指導にあたる臨床の先生方からは講習会受講後に、どのように展開したら良いのか分からないという声がよく聞かれる。

臨床実習は理学療法士としてのスキル向上には欠かせず、臨床実習の質の低下は理学療法士の質の低下につながりかねない。そのため、臨床実習の質の担保は変革期である現在、喫緊の課題である。

そこで、臨床実習指導者講習会のアドバンスコースとして実践能力を認定する新たな制度設計が必要と考える。

【目標】

- ・臨床教育に関する専門的な知識と指導技術を取得して、診療参加型臨床実習(クリニカル・クラークシップ; CCS)を展開できる力を身につける。
- ・臨床現場において学生指導のみならず、教育システムの構築や臨床教育者の育成など臨床教育において指導的な役割を担っていける人材を育成する。

【教育課程編成の考え方】

様々な学生を指導するためには、高度で専門的な知識と指導技術、柔軟な対応力が必要となる。修得すべき能力を3段階に分けた段階的コース編成とする。認定臨床教育者制度により認定された理学療法士を「認定臨床教育者(以下、認定CE: Clinical Educator)」と称し、認定証を交付する。

- ・Basic CE コース: CCSによる臨床実習を展開する上で重要となる教育学習理論や教育技法に対し理解を深め、CCSによる学生指導ができる能力を修得するための課程を編成する。
- ・Advance CE コース: Basic CE コースでの理論的基盤を発展させ、多様な状況や学生に対する適切な学生評価、個々の学生に適した個別最適な指導計画の立案ができるようになる為の課程を編成する。
- ・Master CE コース: 直接的な臨床教育に留まるのではなく、教育システムの構築やCEの育成・指導ができるようになる為の科目から編成する。

